

## ～社会保険料が決まる「算定基礎届」～

Q 飲食店で春に忙しく働いた分の給与は、保険料にどう影響しますか？

A 多くの飲食店にとって、3月の歓送迎会から4月の新生活、そして5月の大型連休にかけては、年間でも指折りの繁忙期となります。この春の給与実績は、年に1度の「算定基礎届(定時決定)」で算定される新たな保険料に影響します。

社会保険料(健康保険・厚生年金)は、給与額に応じて区分された「標準報酬月額」をもとに計算されます。残業代等により変動する給与実態を反映させるため、毎年4月・5月・6月に支払われた給与の平均額を基に、その年の9月から翌年8月までの1年間の保険料を算定する仕組みです。

春の繁忙期に多くの残業代や深夜手当が支払われると、結果として秋以降の保険料負担が大きくなります。(ただし、3か月平均額と年平均額の間には2等級以上の差が生じるときは、申立てにより年平均額で算定することができます)

実際に届出するにあたっての特記事項は以下のとおりです。

- ① 7月1日に在籍していること
- ② 報酬は各手当を含む総支給額
- ③ 各月の賃金支払対象日数が17日(短時間被保険者は11日)未満の月を除く

これらを踏まえ、賃金台帳等に基づき正確な届出を行う必要があります。

社会保険料は会社と従業員が折半して負担します。

保険料が上がることで手取り額は下がりますが将来の年金額を増やすメリットもあります。この仕組みを正しく理解し、従業員からの問い合わせに回答できるよう準備しておくことが、事業所の信頼向上に繋がります。

## < 算定基礎届等の記入・提出時の注意事項 >

### 1. 算定基礎届の提出が不要な場合

以下の(1)～(4)のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出が不要です。

- (1)令和7年6月1日以降の資格取得者
- (2)令和7年6月30日以前の退職者
- (3)令和7年7月随時改定の月額変更届対象者<sup>(※)</sup>
- (4)令和7年8月、9月随時改定が予定されている旨の申出を行った対象者<sup>(※)</sup>

- (※) ・「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「月額変更予定」を○で囲んでください。  
・「電子媒体」または「電子申請」による提出の場合は、月額変更届対象者を除いて作成してください。  
・7月随時改定者は、月額変更届をご提出ください。  
・8月に月額変更届を予定している方は、5月、6月、7月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後速やかに月額変更届をご提出ください。  
また、9月に月額変更届を予定している方は、6月、7月、8月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後速やかに月額変更届をご提出ください。  
・8月または9月の月額変更に該当であることが判明した場合は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

### 2. 70歳以上の届出

以下の(1)～(3)のすべてに該当する者がいる場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」の提出が必要です。備考欄の「70歳以上被用者算定」を○で囲み、個人番号を記入してください。

- (1)70歳以上
- (2)過去に厚生年金保険の被保険者期間がある
- (3)事業所で常時使用されている

### 3. 支払基礎日数が17日未満の月の取り扱い

標準報酬月額は4、5、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数(報酬の支払対象となった日数)がそれぞれ17日<sup>(※)</sup>以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は、「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に入れしないでください。

(※) 国・地方公共団体および特定(任意特定)適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

### 4. 4分の3以上勤務者(パートタイマー等)の取り扱い

- 「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「パート」を○で囲んでください。「電子媒体」「電子申請」で申請する場合は、備考欄のパートを設定してください。
- 支払基礎日数が17日以上のある月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある月がある場合は、15日以上17日未満の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定するため、「届出用紙」で提出する際には、「@総計」欄と「@平均額」欄は記入しないでください。

### 5. 一時帰休による定時決定の取り扱い

一時帰休による休業手当等を支払った場合は、その休業手当等で報酬月額を算定します。

(4、5、6月に通常の報酬も支払っている場合は、休業手当等にその報酬も含めて算定します。)

ただし、4、5、6月の間に一時帰休を解消し、通常の報酬を支払った場合は、休業手当等を支払った月は除いて報酬月額を算定します。

## 6. 保険者算定

「保険者算定」とは、報酬月額を算定する際、通常の方法では算定が困難なときや、算定結果が被保険者にとって著しく不当になる場合に、厚生労働大臣（日本年金機構）が特別な算定方法によって報酬月額を算定することをいいます。

具体的な例として、保険者算定を行うのは以下のケースがあった場合です。

- (1) 4、5、6月の3カ月間に、3月分以前の給料を遅れて支給したときや、さかのぼって昇給を行い、数カ月分の差額を一括して支給したときなど、通常支払うべき報酬以外の報酬を支払った場合
- (2) 4、5、6月のいずれかの月に、低額の休職給を支払った場合
- (3) 4、5、6月のいずれかの月に、ストライキによる賃金カットがあった場合
- (4) 「令和7年の4、5、6月の3カ月間に支払った報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「令和6年7月から令和7年6月までの間に支払った報酬の月平均額から算出した標準報酬月額（支払基礎日数が17日<sup>(※)</sup>未満の月を除く）」の間に2等級以上の差が生じた場合であって、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合（「年間報酬の平均で算定することの申立書」および「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」の提出が必要となります。）
- (5) 報酬の支払対象となった期間の途中（途中入社月）から資格取得したことにより、1カ月分の給与が支払われない場合

(※) 国・地方公共団体および特定(任意特定)適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

## 7. その他の注意事項

- 日本年金機構からお送りした「届出用紙」等を使用せず、独自に届出用紙等を作成した場合、あるいは健康保険組合等が作成した算定基礎届または電子媒体で提出する場合は、必ず日本年金機構が示す「事業所整理記号」「事業所番号」「被保険者整理番号」を使用してください。
- 日本年金機構からお送りした算定基礎届に記載されている「従前の標準報酬月額」「生年月日」が、健康保険組合等にて作成したものと相違する場合は、管轄の年金事務所へご確認ください。
- 標準報酬月額が決定または改定された場合は、必ず被保険者本人に通知してください。

ご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル（事業所、厚生年金加入者向け）」へ



0570-007-123

ナビダイヤル<sup>®</sup> 全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

050で始まる電話からおかけになる場合（東京）03-6837-2913

受付時間

月～金曜日 8:30～19:00 ※ 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～  
第2土曜日<sup>※</sup> 9:30～16:00 1/3はご利用いただけません。